

第3期 決算公告

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

◎ NS トレーディング株式会社

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

NSトレーディング株式会社

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	398,314	流動負債	39,281
現金及び預金	54,349	トレーディング商品	5,127
トレーディング商品	35,708	未払金	9,976
差入保証金	273,205	未払法人税等	474
未収入金	23,356	未払費用	13,061
未収消費税等	4,259	賞与引当金	75
その他の流動資産	7,436	その他の流動負債	10,566
固定資産	5,813	負債合計	39,281
投資その他の資産	5,813	(純資産の部)	
長期差入保証金	2,388	株主資本	364,846
繰延税金資産	3,425	資本金	15,000
		資本剰余金	347,687
		資本準備金	15,000
		その他資本剰余金	332,687
		利益剰余金	2,159
		その他利益剰余金	2,159
		繰越利益剰余金	2,159
		純資産合計	364,846
資産合計	404,128	負債・純資産合計	404,128

損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

NSトレーディング株式会社

科目	金	額
営業収益		146,017 千円
トレーディング損益	131,017	
関係会社受取配当金		
業務委託報酬	15,000	
営業費用		202,059
販売費及び一般管理費	202,059	
営業損失		56,041
営業外収益		8,579
受取利息	38	
保証金損金充当	1,200	
消費税差額	84	
為替差益	6,873	
その他の営業外収益	382	
営業外費用		2,466
支払利息	2,400	
その他の営業外費用	66	
経常損失		49,928
特別利益		4,347
会員権売却益	3,338	
家賃免除益	1,009	
特別損失		758
本社移転費用	758	
税引前当期純損失		46,338
法人税等		△ 9,574
法人税、住民税及び事業税	△ 15,782	
法人税等調整額	6,207	
当期純損失		36,763

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

NSトレーディング株式会社

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	純資産 合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	15,000	15,000	332,687	347,687	38,923	38,923	401,610	401,610
当期変動額								
当期純損失(△)				-	△36,763	△36,763	△36,763	△36,763
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)				-				-
当期変動額合計	-	-	-	-	△36,763	△36,763	△36,763	△36,763
当期末残高	15,000	15,000	332,687	347,687	2,159	2,159	364,846	364,846

個 別 注 記 表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づくとともに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。また、商品先物取引業固有の事項については「商品先物取引業統一経理基準」（平成23年3月2日改正日本商品先物取引協会）に準拠して作成しております。なお、計算書類の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券……………時価法により評価しております。

2. デリバティブ……………時価法により評価しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金……………従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業は金融商品取引及び商品先物取引による自己売買取引であり、その収益は「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日付、企業会計基準第10号）の範囲に含まれるため、記載を省略しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は発生年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（収益認識に関する注記）

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,425 千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積りに基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画に基づいており、その仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果や当社の主たる事業が金融商品取引業及び商品先物取引による自己売買取引であり、業績は相場環境の変動の影響を大きく受ける状況にあるため、将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式数の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	600株	—	—	600株

(重要な後発事象に関する注記)

本店の移転について

令和6年4月17日付の臨時株主総会書面決議において、令和6年5月1日付にて定款の変更及び本店の移転することを決議いたしました。

定款の変更及び本店の移転に係る事項の内容

- (1) 移転先本店所在地 東京都中央区銀座六丁目10番1号
(ご参考：移転前の住所) 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
- (2) 移転日 令和6年5月1日
- (3) 定款の変更

定款第3条【本店】における所在地を「東京都千代田区」から「東京都中央区」へ変更しております。
変更日は令和6年5月1日であります。